

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月13日（金）第575号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 産業廃棄物処理施設設置許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）（水産振興課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4
- 都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5

公

告

- 一般競争入札公告（2件）（管財課取扱い） 5
- （県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 8

告

示

鹿児島県告示第826号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社鹿児島美掃
鹿児島市小野町3263番地
代表取締役 小野広子
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
始良市寺師字大戸1856番1 外12筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（環境大臣が指定する安定型産業廃棄物に限る。）

- 5 申請年月日
令和 6 年10月25日
- 6 縦覧の場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課並びに姶良市市民生活部生活環境課
 - (2) 期間及び時間
令和 6 年12月13日から令和 7 年 1 月14日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 7 意見書の提出
 - (1) 提出期限
令和 7 年 1 月28日
なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、令和 7 年 1 月28日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
 - (2) 提出先
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）
 - (3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）
 - ア 意見書の提出者の氏名及び住所
 - イ 許可の申請者の名称
 - ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

鹿児島県告示第827号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひなたクリニック	鹿児島市谷山中央二丁目4119番地48	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
しんやしきクリニック	鹿児島市新屋敷町20番25-2号2階	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第828号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
寺脇薬局	霧島市牧園町宿窪田927-4	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
エナジー薬局	霧島市国分府中町33番18号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第829号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人あいがと	霧島市隼人町小田289	訪問看護ステーションあいがと	霧島市隼人町小田289	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
下荒田調剤薬局	鹿児島市下荒田一丁目20番 8 号102	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
すずな調剤薬局	鹿児島市薬師二丁目27番 8 号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
スター調剤薬局うすき店	鹿児島市宇宿四丁目30番11号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
せせらぎ調剤薬局	鹿児島市松原町14番31号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局鴨池新町店	鹿児島市鴨池新町 5 番 8 号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
友愛調剤薬局	鹿児島市玉里団地三丁目26番地11号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
ニューことぶき調剤薬局	いちき串木野市京町58番 5 号	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
シバタ薬局	出水市高尾野町柴引64番地	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
かもだ通り薬局	姶良市加治木町本町344	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療
沖永良部薬局	大島郡知名町知名595番地	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社友助会	日置市吹上町花熟里225大	訪問看護ステーションラポ	鹿児島市永吉二丁目35番29	令和 6 年 2 月 1 日	精神通院医療

	福第6ビル1 F	ル	号仮屋ハイツ 201号室		
--	-------------	---	-----------------	--	--

鹿児島県告示第832号

阿久根市脇本9717番地3 福留藤哉及び阿久根市脇本9739番地8 野村三昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第833号

阿久根市脇本9588番地4 跡上友久及び阿久根市脇本9820番地2 江口勝政からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年12月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	伊仙亀津徳之島 空港線	大島郡徳之島町花徳字大田水西2107番5地先内	令和6年 12月13日

鹿児島県告示第835号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和6年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 大隅都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・1号中央線
3・5・4号前田線

- 3・4・7号八合原線
- 3・5・15号大黒線
- 3・5・16号大隅インター線
- 3・5・17号弥五郎通線
- 3・4・3号岩南線

2 都市計画を変更する土地の区域

廃止する部分

- 3・4・3号岩南線

曾於市大字大隅町中之内字本屋敷，字前田崎，字五反田，字市ノ後，字河崎，字堤谷及び字畠田の各一部並びに大字末吉町岩崎字柳田，字岩ノ上，字橋ノ口，字馬込，字三藪，字久保田，字下喜平，字下平及び字下川原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに曾於市まちづくり推進課

4 縦覧期間及び時間

令和 6 年12月13日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

大隅地域振興局告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年12月13日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つくりば	鹿屋市吾平町麓 3500番地1	合同会社SYA BERIBA	鹿屋市吾平町上 名7654番地2小 浜貸家	前田 雄太	令和 6 年 12月 1 日	就労継続 支援B型

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その1（33施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 10,222,497キロワットアワー
- イ 鹿児島県有施設その2（35施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 9,959,094キロワットアワー
- ウ 鹿児島県有施設その3（38施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 10,859,015キロワットアワー
- エ 鹿児島県有施設その4（34施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 9,247,171キロワットアワー
- オ 鹿児島県有施設その5（26施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,500,517キロワットアワー
- カ かごしま県民交流センターで使用する電気

年間予想使用電力量 3,012,919キロワットアワー
キ 鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,270,184キロワットアワー
なお、アからキまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。

- (3) 需要場所
入札説明書による。

- (4) 供給期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 6 年12月13日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分
から午後 5 時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に
間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）
を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当
たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載する
こと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の
100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和7年2月10日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のア 令和7年2月12日午前9時

(イ) 1の(1)のイ 令和7年2月12日午前10時

(ウ) 1の(1)のウ 令和7年2月12日午前11時

(エ) 1の(1)のエ 令和7年2月12日午後1時

(オ) 1の(1)のオ 令和7年2月12日午後2時

(カ) 1の(1)のカ 令和7年2月12日午後3時

(キ) 1の(1)のキ 令和7年2月12日午後4時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては，記名したもの）の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－3800
ファックス番号 099－286－5641
- 13 その他
 - (1) この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は，令和7年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
 - a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
 - b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
 - c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
 - d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
 - e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
 - f Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
 - g Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
 - (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2025 through 31 March 2026
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
12:00 a.m. 10 February 2025
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10－1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890－8577 Japan
TEL 099－286－3800
FAX 099－286－5641

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年12月13日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅敏典

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
手術室情報システム 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年12月13日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 1 月 23 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 1 月 24 日午前 10 時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター会議室（2 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

-
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
 - 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - 10 最低制限価格
設定しない。
 - 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
 - 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-42-7250
 - 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Operating Room Information System:1Set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
 - (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 23 January 2025
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto,Kanoya City,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-42-7250
-